

社会経済情勢の変化と施行状況等の取りまとめイメージ

○社会経済情勢の変化

- ・ 道の政策評価を取り巻く状況
- ・ 国及び都府県における政策評価の実施 など

○政策評価の施行状況等

条例の章・条文		内 容	整理事項	
第2章	第4条	政策評価に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、基本方針を策定し、評価の対象、視点、時点、方法などを定める ・ 中間評価を原則とし、政策の特性に応じて、事前評価又は事後評価を併せて行う ・ 基本方針を定めたときは、実施機関に通知し公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の策定状況について整理
第3章	第5条 第6条 第7条	一次政策評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に基づき実施方針を定め、公表 ・ 実施機関は自ら一次政策評価を実施 ・ 評価調書を作成し、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関による一次政策評価の実施状況について整理
第4章	第8条 第9条 第10条	二次政策評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次政策評価のうち、道政の統一性確保又は総合的な推進を図るため知事が必要があると認めるものについて行う ・ 評価に当たっては評価の対象、視点等を定め、実施機関に通知し、公表 ・ 実施機関に資料の提出及び説明を求める ・ 評価調書を作成し、必要な意見を付して関係する実施機関に通知。評価調書及び意見の内容を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事による二次政策評価の実施状況について整理
第5章	第11条 第12条	道民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道民は政策評価に関する事項について、意見を述べることができる。実施機関はその機会を確保する ・ 道民意見を政策評価に適切に反映し、反映状況を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道民参加の機会の確保状況や道民意見の反映状況について整理
第6章	第13条 第14条 第15条	政策評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実に資するため、知事の付属機関として設置 ・ 政策評価の実施及び制度に関し、調査審議し制度の在り方について知事に意見を述べる ・ 委員15人以内で組織し、参与を置くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価委員会の実施状況について整理